

回 覧

令和 7 年 3 月 1 日

尾花沢市民の皆様へ

山形県村山総合支庁産業経済部
北村山農村整備課

徳良湖北側堤体の耐震工事による市道の通行規制について (規制内容・規制期間変更のお知らせ)

日頃より、本県の農業農村整備事業にご理解を頂き感謝申し上げます。

当課発注の「令和 5 年度徳良池地区防災重点農業用ため池整備事業第 1 工区工事(繰越)」にて実施する徳良湖北側堤体の耐震工事において、通行規制を行っております。令和 7 年 4 月から市道Ⅲ-138 号線に底樋管を布設するために道路の掘削を行うことから、下記のとおり規制内容及び規制期間の変更をいたします。

近隣にお住まいの方や通行者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力のほどお願いします。

規制場所	尾花沢市大字二藤袋地内 市道Ⅲ-138 号線 (徳良湖北側の堤体沿いの道路です)
規制内容	① 一部区間の片側交互通行 ② 迂回路による片側交互通行 <u>規制場所・迂回路は裏面地図の通りです。</u> 現地案内に従って通行されますようお願いいたします。
規制期間	① 一部区間の片側交互通行 自 令和 7 年 1 月 27 日 (月) 至 令和 7 年 3 月 31 日 (月) 予定 ② 迂回路による片側交互通行 自 令和 7 年 4 月 1 日 (火) 至 令和 7 年 6 月 30 日 (月) 予定 ※工事の進捗によって前後する場合がございます。

連絡先・お問い合わせ先

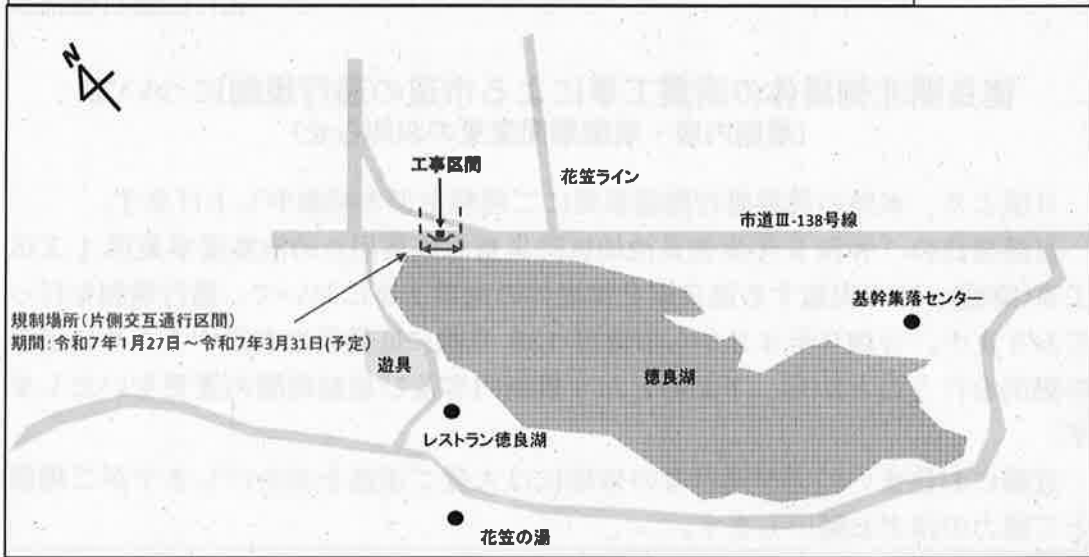
発注者 : 山形県村山総合支庁産業経済部北村山農村整備課
連絡先 : 0237-47-8647 担当: 坂野・太田
施工業者: 株式会社 黒田組
連絡先 : 0237-72-7211 現場代理人: 加藤



規制場所・迂回路について

① 一部区間の片側交互通行

期間：令和7年1月27日～令和7年3月31日（予定）



② 迂回路による片側交互通行

期間：令和7年4月1日～令和7年6月30日（予定）

